

高額医療・高額介護合算制度

が始まりました

高額医療・高額介護合算制度
って何？

世帯内の同一医療保険加入者が、毎年8月～翌年7月の1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を計算し、自己負担限度額を超えた分の金額を高額介護合算療養費として支給する制度です。

対象となるのは？

平成20年度は、平成20年4月1日～平成21年7月31日にかかった自己負担額を合算対象とします。

ただし、月単位で支給される高額療養費や高額介護サービス費、食費、差額ベッド代などは合算の対象にはなりません。

■国民健康保険加入者は市役所で手続を

平成21年7月31日現在、富士市の国民健康保険に加入している人が対象です。支給対象者には、12月以降に通知します。通知が届いたら、国民健康保険課（市役所3階）に支給の申請をしてください。

次の人は、申請前に、転入前の市町村や以前加入していた医療・介護保険の窓口で自己負担額証明書の交付が必要です。
平成20年4月～平成21年7月に

①富士市に転入した人
②ほかの医療保険から国民健康保険に変わった人

■自己負担限度額■

年齢	所得区分	昨年4月～ことし7月の自己負担限度額	ことし8月～来年7月の自己負担限度額
70歳未満	上位所得者	168万円	126万円
	一般	89万円	67万円
	住民税非課税世帯	45万円	34万円
70歳～74歳	現役並み所得者	89万円	67万円
	一般	75万円	56万円
	低所得者Ⅱ	41万円	31万円
	低所得者Ⅰ	25万円	19万円

上位所得者：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円以上の場合

現役並み所得者：高齢受給者証の負担割合が3割の人

低所得者Ⅱ：世帯員全員が、住民税非課税の場合

低所得者Ⅰ：低所得者Ⅱのうち、その世帯員の各所得が0円の場合。年金所得は所得控除を80万円として計算

■国民健康保険以外の医療保険加入者は、各医療保険窓口か、介護保険課へ問い合わせを

問い合わせ

■国民健康保険加入者

国民健康保険課

☎(55)2751

FAX(51)2521

■国民健康保険以外の医療保険加入者

各医療保険窓口または、介護保険課

☎(55)2766

FAX(51)0321

富士市社会福祉大会

11月12日(木) 13:00～16:00

ロゼシアター中ホール

入場無料

表彰状、感謝状贈呈

福祉の推進に寄与した団体や個人、福祉事業を支援する事業所などに対して、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行います。

活動発表「オカリナと出会えて」

オカリナアンサンブル バイオレット・ブーケ

社会福祉協議会ボランティアセンターに、「特技ボランティア」として登録し、福祉施設・放課後児童クラブなどのイベントで、オカリナ演奏を披露しています。

私たちが安心して生活するためには、一人一人が支え合い、助け合うことが大切です。

社会福祉大会は、市民の皆さんに福祉について身近に考えていただくため、昭和48年から毎年開かれ、ことして37回目を迎えます。

どなたでもお気軽にご来場ください。皆さんもこの機会に福祉について考えてみませんか？

記念講演「食が乱れば、心も荒む」

永山 久夫さん(食文化史研究家・西武文理大学客員教授)



1934年、福島県生まれ。古代から明治時代までの食事復元研究の第一人者として活躍する食文化史研究家です。古代食や長寿食、情報化時代の頭脳食などをテーマにした講演を、各地で行っています。

※託児を希望する人は、事前に直接または電話で社会福祉協議会へお申し込みください(定員20人、先着順。無料)。

福祉総務課
社会福祉協議会

☎55-2840
☎64-6600

FAX52-2290
FAX64-6567

Efu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
Eex-shakyo@city.fuji.shizuoka.jp